

農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく申出の手續等に関する命令の一部を改正する命令案 新旧対照条文 目次

- 農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく申出の手續等に関する命令（平成二十一年内閣府令・農林水産省令第八号）… 1

○ 農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく申出の手續等に関する命令（平成二十一年内閣府令・農林水産省令第八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（都道府県知事又は指定都市の長のする指示の内容等の報告）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 令第十二条第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。</p> <p>一 報告若しくは物件の提出を求め、又は立入検査若しくは質問を行った製造業者等又はその者とその事業に関して関係のある事業者の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 五（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（都道府県知事のする指示の内容等の報告）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 令第十二条第五項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してなければならない。</p> <p>一 報告若しくは物件の提出を求め、又は立入検査若しくは質問を行った製造業者等の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 五（略）</p> <p>3（略）</p>